

令和3年度第5回東京都消費生活調査員による緑茶の原料原産地等の表示に関する調査結果概要

1 調査目的

食品表示法に基づく食品表示について、都内の店舗において適正に行われているかの実態を調査することにより、事業者の指導等に活用し、食品表示の適正化を図る。

2 調査内容

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点を踏まえ、消費生活調査員が日常生活の中で購入を行った商品を対象として、以下の調査を行った。

(1) 調査品目

食品表示法に定める、食品表示基準第3条第2項による同基準別表第15第1項(5)に規定する緑茶の計1品目

(2) 調査項目

表示の有無及び表示の内容

特に、原料原産地名表示について重点的に調査を依頼し、次の一括表示全般を調査対象とした。

名称、原材料名、原料原産地名、内容量、賞味期限又は消費期限、保存方法、表示責任者（製造者等）の氏名又は名称及び住所

(3) 調査期間

令和3年12月3日（金曜日）から令和3年12月17日（金曜日）まで

(4) 調査の規模

ア 調査開始時の調査員数	: 197名
イ 調査実施人数	: 172名
ウ 調査実施店舗数	: 284店舗
エ 調査商品数	: 366商品

3 調査結果

※集計にあたっては、調査対象外の商品は調査商品数から除き、また不適正項目として報告のあったもののうち報告内容を精査し、適正な表示であることが確認された商品は表示適正として集計しています。

(1) 緑茶

調査商品数 366

表示項目		表示適正数	不適正項目数
名称		364	2
原材料名		364	2
原料原産地名		363	3
内容量		366	
賞味期限（又は消費期限）		362	4
保存方法		365	1
表示責任者 (製造者等)	氏名又は名称	362	4
	住所	362	4
不適正項目数 計			20

不適正商品数 計		7
-----------------	--	----------

(2) 調査結果に基づく対応について

調査員から不適正表示の報告があった7商品については、現地確認調査等を実施した。その結果、不適正表示が確認された1商品は所管の行政機関に情報回付を行った。